

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団監査委員

代表監査委員 小田 利昭

大阪広域水道企業団監査委員規程第1号

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団監査規程（平成23年大阪広域水道企業団監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(監査等の実施) 第4条 (略) (1)～(7) (略) (8) 例月現金出納検査 <u>(地自法第235条の2第1項)</u> (9)～(11) (略) 附 則 1～4 (略) <u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> <u>5 この規程の施行の際現に効力を有する藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号）に定める水道局、大阪狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪狭山市条例第13号）に定める上下水道部、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年熊取町条例第11号）に定める上下水道部及び河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和44年河南町条例第10号）に定めるまち創造部に係る監査等（水道事業に係るものに限る。）のうち、別に定めるものについては、監査委員が、本規程に基づき実施するものとする。</u>	(監査等の実施) 第4条 (略) (1)～(7) (略) (8) 例月現金出納検査 <u>(地自法第235条の2)</u> (9)～(11) (略) 附 則 1～4 (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。